

平成28年第2回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

平成28年6月6日（月） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 岡村茂雄君 外3名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	鳥谷部昇君	支所長 (兼庶務課長)	八幡博光君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	加藤司君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君

学 務 課 長	中 野 昭 弘 君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部 慎一郎 君
世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君	農業委員会会長	高 田 武 志 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（31名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	岡村 茂雄 君 (一問一答式)	1. 行政機能と中心市街地の一体化について	(1) 町の主要地区が分散しているが、これを一体化していく考えはないのか。
			(2) 町民の意識を一体化するためにも中心市街地の形成が不可欠だが、中心市街地としての機能をどのように集積していくのか。
			(3) 役場庁舎を早急に新築して、行政機能と中心市街地の機能を一体化していく考えはないのか。
2	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 七戸町建設業者工事施行能力審査規則について	(1) 労働福祉の状況について。
			(2) 賃金や労働時間について。
		2. 条件付一般競争入札実施要領について	(1) 入札参加資格、第4条第1項第7号について（労働保険及び社会保険）。
			(2) 入札参加資格、第4条第1項第9号について（その他町長が必要と認める要件）。
			(3) 入札参加資格、第4条に「建設業者の社会的貢献」の項を加えることについて。
		3. 子育て支援について	(1) ひとり親家庭等医療費給付、乳幼児医療費給付と子ども医療費給付の制度について。
3	田島 政義 君 (一問一答式)	1. 合併特例債について	(1) 新庁舎建設について。
			(2) 生涯学習施設（体育館）について。
		2. 合併振興基金について	(1) 残高と使用目的について。
4	咎 清悦 君 (一問一答式)	1. 防災対策について	(1) 熊本地震のような最大震度7の地震発生を想定した「地域防災計画」について。
			(2) 庁舎耐震診断と耐震対策について。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成28年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、5番岡村茂雄君は、一問一答方式による一般質問です。

岡村茂雄君の発言を許します。

○5番（岡村茂雄君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターで緊張しておりますけれども、何とか頑張りますのでよろしく願いたします。

きょうの質問通告は、行政機能と中心市街地の一体化ということで通告してありますが、将来のまちづくりを考えた場合、町の中心となる場所をいかにして早く整備していかなければならないかと、そういう点について町長の考えを聞きたいと思っております。

あとは、質問席から質問させていただきます。

それでは、質問いたします。

まず一つ目は、町の主要地区を一体化していくことについてでございますけれども、現在、本庁舎周辺と七戸庁舎周辺の両地区に人口が集中しております。その状況は、本庁舎周辺には、自然発生的に形成された集落がつながるような形で人口が集中しております。その人口は約2,000人ほどで、全体の16%ほどになります。ただ、商業施設が少ない状況でございます。七戸庁舎周辺には、商店街を中心に市街地が形成され、その周辺に人口が集中しています。人口にして約6,400人で、全体の約40%が集積しております。

合併前は、それぞれの人口集中地区を拠点にした行政サービスが行われ、それに沿った生活をしてきたわけでございますけれども、合併後も役場の機能が両地区に分けられたままです。そのため、町民が用事を足すためにも、要件によっては、本庁舎や七戸庁舎を行き来するため不便を感じている人も多いと思います。特に、国民年金受給者や低所得者が多い高齢者にとっては、交通費などの負担も大変になると思います。

また、役場の用事を足しながら病院へ行くとか買い物をするができない、などといった、時間的な不便さを感じていると思います。そのような思いから、人的な交流の支障が懸念されます。

合併によって、行政区域が広がったことから起きてくることですが、このようなことを解消するためには、二つに分かれている主要地区を一体化していく合意形成が必要だと思います。そのために、地域間の交流と一体感を高めるためにどのような対策を考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

岡村議員の御質問にお答えいたします。

町の主要地区、これを一体化していく考えはないかという御質問であります。これまで、合併により行政区域が広がることで町民サービスが低下しないよう、両庁舎に窓口機能を設け、町民の利便性の確保に努めてまいりました。また、病院や買い物などのためにコミュニティバスやシャトルバスを運行し、高齢者や交通弱者の足を確保してきました。そして、合併して10年が経過いたしました。

どなたかがおっしゃった社会全体が縮む時代、これに入っているということで、人口が減り、町財政も縮小していきます。町としても、それに対応したもろもろの対策はとりつつも、現実として国全体がその流れに向かって進んでおります。

それを受けての町行政の基本、これは例えば建てかえや補強の必要な公共施設で分散しているものは集約する。そして浮いた人やお金、これは本当に必要なものに充てていく。こんな考えで一体化に向けて取り組むべきものであると思っております。

もちろん、長年の住民の思い、これは尊重すべきものでありますので、真摯に耳を傾けながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 合併したために、いろいろなことの問題が出て、その解決のために一生懸命頑張っていると思いますけれども、特に私が懸念するのは、人との交流、両町の人たちが合併したことに対して合意形成していく、これが非常に大きな問題になると思いますけれども、当然、新しい町をつくっていくためには、従来の慣習にすがってばかりいては進展しない。それは、皆さん誰でもわかっていることだと思います。

ただ、6月2日の全員協議会の中で、新庁舎のための用地取得とかの説明がありましたが、その中で、合併して10年以上もたつたのだから、七戸だとか天間林だとか言っている場合ではない、そんな発言が何人かからありました。それはどういうことでしょうか。まだこだわっている人が多いということなのか、気にもなるところでございますが、町長としては、町民の合意がどれくらい深まってきているとお考えでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 合併して10年、いわゆる町民の意識が、まだ合併前の両町村のその意識にこだわっているかということの御質問だと思いますけれども、10年間のうちに、一体感というのは、相当、私は進んだというふうに思っております。ただ、年代によって、やっぱりそういった意識の差というのは若干あります。

実は、こういったこと、この問題が浮上した時点でいろいろ、いわゆる声なき声というのを聞いたつもりであります。またそういったことにこだわるといいますか、やはり昔からの愛着というのはあると、そういった人も若干あります。ですから、この辺はいろいろ意見に耳を傾けながら、問答無用で進めるのではなくて、いろいろ真剣に聞きながら進めていくべきものと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） その辺は、私も理解できるところでございます。これからも、引き続き人との交流はたゆまなく続けていかなければならないと思っております。大体状況はわかりました。

次に、中心市街地の関係についてお聞きします。

前にも、中心市街地について質問しましたが、町長はそのとき、七戸地区の商店街周辺を中心市街地として考えていると答弁しておりますが、その整備内容を聞いてみて、私の言う中心市街地とかみ合っていないようですので、確認を含めて質問いたします。

確かに、中央商店街周辺には役場庁舎を初め病院や公共施設が集中して、また、歴史的な建造物などがあり、まさに中心市街地としての機能を果たしてきました。しかし、合併した今、役場が二つあり、どちらもその周辺に人口が集中しており、町が二つに分かれている状況でございます。

さらには、新幹線駅前の開発が進められています。これからは、町の拠点区域が三極化すると言えます。合併に伴う町民の意識を一体化させていくためには、この三つの地区を有機的に結びつけるような中心市街地としての機能を形成することが最重要課題の一つであると思っております。

言われるまでもなく、中心市街地とは、それを町の中で行政機能や商業、文化的な機能などが集積する中心となる地を言い、町民などが日常的に集い、そしてにぎわいがある、いわゆる町の顔となる場所です。一つの商店街の活性化だけではおさまらない総合的な捉え方から考えなければならないと思っております。

さきの答弁は、商店街地区の活性化を図る内容と受けとめました。そのように解釈してよいでしょうか。

また、中心市街地として整備するとなれば、その周辺を中心に行政施設や文化的な施設などを集積させることとなりますが、町長は、中心市街地の位置づけということについてどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず初めに、中心市街地の考え方ではありますが、人口が集中し、商業やサービス業、そして病院や金融機関、役場などの行政機能を初め、都市機能が集積している地域、これを指すと考えております。そして、平成27年6月議会の一般質問では、中心市街地の主要な場所である中心商店街、この再生・活性化について答えたものでありますので、この辺は、今、これから議論していくものとは、またちょっと違うと、い

わゆる旧市街地、そのことについてお答えしたものであります。

そして先般、全員協議会で御説明いたしました、荒熊内地区の七戸畜産農業協同組合所有地を取得し、屋内運動施設を初め、計画的に公共施設の集積を進めていきたいと、これは考えております。

この場所の周辺、これは七戸十和田駅を初め、道の駅しちのへなど多くの人が集まり、にぎわいがあります。町の第2次長期総合計画においても、七戸十和田駅、道の駅周辺を七戸の顔として位置づけ、いろいろな施策に取り組むこととしております。

計画的な土地利用を図ることにより、町の中心地区としての機能が備わっていくものと考えていますので、今後、町民の皆さんからいろいろ意見を、あるいはまた要望等を聞きながら、本当に将来を見据えたまちづくり、これに取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） これについても、通告後に全員協議会が開かれて、同じ内容について説明があったものですから、何かやりにくいのですが、中身については、もう全員協議会である程度、説明を聞いておりますので、ちょっと気になることを確認したいと思います。

ただいまもりましたが、畜産協同組合のあの場所に公共施設といいますか、中心地として進めていくということですが、どの程度の公共施設を集約することを想定しているのか、これは示す必要があると思います。

あの時点では、新庁舎と体育館を提示しています。しかし、肝心の新庁舎の建設がいつになるのか不明なままでは、今のままと何も変わらない、二つに分かれた町の状態が10年以上とか20年以上も続くこととなります。それによって、何億円もかけて取得する用地が、長期間にわたって更地状態になることは確実です。

その回避策として体育館を思いついたのかと問われたときに、町長は何と答えるでしょうか。そのためにも、買ってから考えるのではなく、一緒に全体像を示すべきだと思しますので、どういうふうを考えているのか、再度お聞きします。

また、あそこに、文化的な施設は考えられないでしょうか。小さな町には、そういう施設は必要ないと言われるかも知れませんが、六戸町にあります文化ホールはいろいろな催しが行われて、町民だけでなく、他町村からの集客にもつながっているようで、町民参加の活動が高まっているように感じております。特に若い人たちは、ただそこで働くだけでなく、楽しめる場所とか、そういう時間を求めています。それはアンケートにも出ております。そういう施設を、体育館内を活用するとか、また体育館に併設するとか、いろいろ考えられると思いますが、そのにぎわいの空間としてひとつ整備できないものか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

畜産組合の用地を取得して、これからの全体計画、具体的なそれを示せないのかと、それがなく全く絵に描いた餅になるのではないかという御質問が一つだというふうに思いますけれども、とりあえず、庁内で検討委員会を持ちます。それから、当然、町民の皆さん方の意見も聞くということにしております。

それから、財政的な見通し、これもやっぱりはっきりつけなければなりません。ただ、喫緊の課題というのは、天間林体育館が中学校のものになると。そうすると、体育施設、社会体育、あるいはまたその他一般的なものに使える施設がなくなるということで、耐震が非常にだめだと。ですから、まず体育館を、とりあえず取り急ぎ、これは建てていかなければならないというふうに思います。

その財源としては、これは過疎債と、これを予定をしております。そのほかに、いわゆる本庁舎であると思いますけれども、やはり住民のさまざまな意向の合意というのは、考え方の合意というのは必要になると思います。ですから、これは計画は計画として、いついつではなくて、これは真剣に検討していきますけれども、早急にそういった意見をいただきながら、その方向をつけていきたいと。ですから、具体的にいつというのは、この場では示せない状況です。

それから、文化的な施設の併設というお話しだと思いますけれども、いろいろな考え方で検討しております。というのは、駅周辺を中心として、これからの本当に町の中心は、あそこになるよと、そういったときに体育的なもの、あるいはまた本庁舎の機能、それから文化的なもの、一つには美術館があるのですけれども、体育館の中にメインアリーナとサブアリーナがあって、ではサブのほうにそういった文化ホール的なものを併設できないかという検討もしております。しからば幾らぐらいかかるのか。むつ市なんかもその辺検討しているみたいですが、やろうとすれば可能だということではありますが、問題はどのぐらいの金額がかかるかということもあります。その辺も今、慎重に検討して、早目にその方向を出して御相談申し上げたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 先に、かなり詳しく説明をされてしまったものですから、聞くほうも楽でいいとは思いますが、本当に若い人たちがどういう場所を求めているかというのを、これはやっぱりよく考えていかなければならないことだと私も思っておりますので、その辺はぜひ考えていただきたいと思います。

次に移ります。

3番目ですが、新庁舎の建設と中心市街地の一体化についてでございます。

このことについては、3月議会で通告しましたが、議会開会日に全員協議会を開催して町長から説明をするということで取り下げたわけですが、何の説明もありませんでした。これまでの経緯から考えてみると、町の最重要課題が先送りされてきたような気がしてなりません。

役場庁舎の新築と中心市街地の形成は、町の将来を左右する最重要課題であり、町民に

とっても最も関心が深いことです。特に、人口減少によって町が縮小し、町財政が苦しくなることがはっきりしている今、将来的に効率のよい行政サービスの拠点となる庁舎の場所や、町民が快適な生活を維持していくために、その中心となる役割を担う中心市街地の機能をどのように整備するのか問われています。

中心市街地の形成は、前段でも聞きましたが、本庁舎周辺と七戸庁舎周辺の人口集中地区のにぎわいを維持していくためにも、かなり大きな役割を持っています。また、新庁舎は、誰が考えても将来的に町の中心になる場所ではないでしょうか。そして、現在の庁舎をそれぞれ地区のセンターとして活用すべきだと思います。

新庁舎に関して、町長は、昨年6月議会でも、現在の両庁舎は、耐震補強に相当な経費がかかることやコンクリートの劣化などを考えると、新築が最善と言っていました。東日本大震災から、町長は新庁舎の建設を考えていたのではないかと思います。3月議会開会日の全員協議会での説明を突然やめたことが理解できません。

中心市街地の構想をより早く進めるためにも、また、将来の町財政に負担を残さないためにも、早急に新庁舎を建設して、それと同時に、中心市街地の機能を形成しなければならぬと思いますが、どのように考えているのか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いただいたのとちょっと行ったり来たりしますので、慎重に答えたいと思います。

現在、町を取り巻く情勢、これは人口減少、それから少子高齢化、町民ニーズの多様化と、こういうことでいろいろな課題を抱えております。これらの現状を踏まえたまちづくりというのは、これは理屈ではない、もう本当に人口が減っていくと。だから、いかに少ない中で、選択と集中とよく言うのですけれども、いかに集中していくのかと、これが財政的に乗り切る一番の基本になると思います。

将来のまちづくりを見据え、荒熊内地区の七戸畜産農業協同組合の所有地、これを取得したいと。当然、町民や議会の意見を伺いながら進めることとなりますが、公共施設の老朽化、それから耐震性、こういったものを考慮し、計画的に整備をするという方向で検討しており、まずは体育施設、その後、段階的に役場庁舎等を建設し、結果的に公共施設の集積、これを図っていきたいと考えております。

町の行政機能を集積していけば、その周辺の土地利用、これも当然活発になっていくものと考えております。いわゆる七戸十和田駅、それから道の駅、この相乗効果も高まって、将来的には町の顔、あるいはまた中心地区としての役割、こういったものを果たしていくことになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 先ほど言いましたように、通告してから説明を受けたものですから、非常にやりにくいところがあるのですけれども、本当に私の気になるところを再度お聞きします。

庁舎の新築、これについては、たしか2年ほど前からその動きがあったと聞きますが、なぜこれまでおけてきたのか理解できません。議会の答弁では、新築が最善だ、財源は合併特例債が最適と言っておきながら、対策を先送りしてきたのではないのでしょうか。

やっと今になって、新庁舎を建設することが出されましたが、建設時期は今後考えるとして、また先送りになりました。合併特例債で庁舎を建設することで、同時に今の庁舎を補強改修すれば、地区のセンターとして十分いろいろな活用ができるのに、残念ながらそれらの庁舎の活用も先送りされるようになってしまいました。これでは、10年とか20年先まで何もすることがないような気もしますが、どう思いでしょうか。

また、町長は、合併特例債で庁舎を建設する気はなかったと言われても仕方がないと思いますが、どう思いますでしょうか。庁舎の新築が何十年先になるかわからないほど先送りになった理由を伺いたいと思います。また、新庁舎の財源については、どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

何十年も先送りということは、一切ありません。まず、やらなければならないのは、七戸体育館の新築と。これは、早急に過疎債でもって、これをやっていくと。よければ、もう来年度からでも基本的な構想設計というのに入っていきべきであるというふうに思っております。

それから、新しい庁舎についても、いわゆる合併特例債、実はこれから土地の取得がどれぐらいかかるのか、それもあります。それから、住民の合意というのもあります。そうすると、平成31年度末の事業完了ということになると間に合わないというふうに思っております。ですから、これも過疎債というのを利用していきたいと。しからば、特例債は何に使うのかということですが、いわゆるさきの熊本の地震でも、実は災害対策本部である庁舎が潰れたと。その補強をまずやっていきたいと思います。

それから、いわゆる両庁舎の耐震補強、それから避難所となる施設の耐震補強、これもやっていくということで進めていきたいと思いますし、決して見通しのつかない何十年先ということではないと。

ただ、では何年後に着工して、いつできるのかと、庁舎に関してはですね。これは今のところまだ十分検討しないと答弁できませんので、その辺は差し控えさせていただきますけれども、いわゆるまず住民の合意を得ながら、その辺はできるだけ早い段階で進めていくということにしたいと思います。（「新庁舎の財源」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 体育館なり20億円以上とか、庁舎もそれくらいかかるような見通しでございますので、かなり財政的にも大変になると思いますので、できれば早目に、今、財政にゆとりがあるうちに、将来につけを残さないために、速く速くやるべきだと私は思っております。

そこで、先ほど言いましたが、合併特例債を庁舎に使うのがよかったのかなと思っておりますが、いろいろな経過から、私にすれば、前からの話しぶりを聞きますと、すぐ建つのかなというように思えたのですけれども、何か聞いていれば聞くほど、だんだん先送りされているという、こういう受け取りは否めないと思いますけれども、その辺の考えわかりましたのであれですけれども。

一つ、町長はこれを謝るべきではないかと、私に言わせればそういう気もしますけれども、3月議会の開会日、合併特例債や庁舎の説明をするといつて急に取りやめた。私、そのとき質問を取り下げたのですけれども。

それから、また今回も、通告した後に全員協議会を開いて、同じことを先に説明してしまつた。こういうのは逆だと思います。先に全員協議会で説明をした後に、質問をするというのが順序だと思いますが、何か議会軽視とか言われてもしょうがないのではないかなというふうに思いますけれども、いかが考えていますでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 今のを確認しておりまして、3月議会については、これは全協で説明をしたいということを議運の時点でお話ししておりまして、それについてはおわびを申し上げます、できなかったということは。

今回の議会のときでありますけれども、これは、いわゆる常任委員会あるいはまた議運のときも、全員協議会で庁舎建設について説明をしたいということは申し上げておりました、その辺の時間のずれというのはあったかもしれませんが、これについては一応そういうふうに通告していたつもりであります。

もう一つ、実は訂正させていただきたいのは、新しい庁舎の建設についての特例債というのは、これは適応されないと、いわゆる合併振興基金の一部と。そのほかに基金というものの積み上げということで建設に向けて進めていきたいというつもりです。これは訂正させていただきます。（「基金ということですか。町長、もう一度説明お願いします」と呼ぶ者あり）

庁舎は、合併振興基金というのがあるのです。合併に伴って12億円弱でありますけれども、その基金の中から土地取得、一部使って、その残とそのほか庁舎建設の基金というのをこれから立ち上げて、それに向けていくようにしていきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員、よろしいですか。

○5番（岡村茂雄君） 起債とあったものですからやめたのですけれども、基金を積み立てるといふ考え、そういうふうにとつたのですが、それでいいのですか。

もし基金となれば、合併振興基金は用地取得に使うかもわかりませんが、六、七

億円は残るのだと思いますけれども、その後、二十何億円積み立てしていくとなれば、将来、財政的にかなり毎年の負担が大変になっていくと思います。平成24年度から、私、計算状況を見たのですが、財政調整基金は毎年取り崩し、また、臨時財政対策債ですか、赤字補填のための借金をして、あれを見ますと、年間4億円ぐらいの赤字状態の決算が続いているのですけれども、なかなかその辺は、将来的にその積立金を続けていくのも大変だと思いますけれども、ただ、庁舎をいつごろやっていくのか、そういう時期とか全く見えてこないものですから、これ以上聞いても何も出てこないと思いますので、これで質問終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、5番岡村茂雄君の質問を終わります。

次に、通告第2号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

今回の定例会は、第2次七戸町長期総合計画が策定されて2回目の議会です。この計画は、七戸町を魅力あふれる町に創造することを目的に策定され、諸計画がつくられています。この計画を基盤に、一般質問したいと思います。

第1点は、建設業にかかわる問題です。

現在、建設産業は90年代のピーク時からの公共投資の減少など、厳しい時代を迎えています。東北地方では、大震災の影響でさまざまな問題が発生しています。しかし、持続可能で活力ある国土、地域づくりの担い手として、その役割を的確に果たすことができるよう、建設市場のあり方、住宅社会資本の維持・更新、経産省、循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に新たな取り組みが求められています。

当町においても、建設業者は約七十数業者、就業者数は11%、約800人、生産額では100億円以上を超える大変大きな役割を果たしています。しかし、人手不足や高齢化、若手技能者の育成、公共事業の減少など、大きな課題を抱えていることも確かです。

長期総合計画の中では、工業振興の推進・支援の項で、技能者の育成、確保、そして労務対策の支援と述べています。このような事態を打開するため、町としてどう向き合うのか考えなければならないと思います、建設業の問題を質問いたします。

次に、第2点として、子育て支援制度について取り上げました。

七戸町過疎地域自立促進計画でも、子育て支援の項で、今後も少子化傾向は続くものと推測されており、少子化対策事業に積極的に取り組んでいかなければならないと述べています。この積極的な中身の充実について、子育て支援、医療を質問いたします。

以上で、壇上からの質問とします。

最初に、質問項目の1項目の（1）について質問いたします。

七戸町建設業者工事施工能力審査規則について。

第5条、別表2の中の主観的査定要素の中に、労働福祉の状況とありますが、この労働福祉の状況というのはどういうことを指すのか、お答えください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

規則にある労働福祉の状況については、国土交通大臣が定める経営事項審査の項目及び基準に準じており、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、それから建設業退職金共済制度、退職一時金制度、もしくは企業年金制度、法定外労働災害補償制度などへの加入の有無というふうになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7 番議員。

○7 番（佐々木寿夫君） 経営事項審査では、この労働福祉の状況というのは、保険とか退職年金とか、そういうふうないわゆる労働者の福利厚生の部分について定めているわけですが、次に、このような社会保険や雇用保険の加入状況という審査項目があるわけですが、この加入状況の実際の把握はどういう方法でやっているか。そして、いわゆる全体の加入状況はどうか、お答えください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、加入状況でありますけれども、工事施工能力審査を受けようとする建設業者、これは町へ建設工事競争入札参加資格申請書、これを提出し、町は建設業者等級審議会において工事施工能力、これを審査します。社会保険や労働保険の加入状況は、その建設工事競争入札参加資格申請書に添付された県知事、または国土交通大臣が通知した経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しに加入状況の項目があり、これにより確認をしております。

なお、全体の加入状況ですが、法律により加入が義務づけられている業者、これは全て加入しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7 番議員。

○7 番（佐々木寿夫君） 県に申請を出して、そして総合評定値をもらってやっているから、いわゆる義務づけられている業者は、全て加入しているという言い方をしたのですが、業者によっては、加入させると、いわゆる健康保険など業者負担が発生するわけですね。それからまた、従業員も保険料が差し引かれるから手取りが下がるということから、従業員を社保や雇用保険などに加入させないという事例はあると聞いているが、我が町ではそういうことはありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 先ほど、法律によって加入が義務づけられている業者は全て加入しているとお答えいたしましたが、その加入義務がない業者もあります。例えば社会保険は法人の場合、全てが強制加入となりますが、土木建築業の個人事業所の場合、常時5人以上の従業員を使用していなければ、加入の義務はないということになります。したがって、現在、建設業者等級名簿には35の町内業者が登録されておりますが、加入義務のない業者は、社会保険が5業者、労働保険は1業者となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7 番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 続けて質問いたします。

町の公共工事の平成28年、29年の入札参加者名簿には、今、町長が答弁したとおり35者あるわけですが、そして、これらは経営事項審査を受けているわけです。この業者以外の約30者を超える業者がいるのですが、その中には、先ほど町長が言ったように、社会保険に入っている5者とかあるわけですが、県でも国でも、下請業者の社保や労働保険の加入率が低いと聞いているわけです。そして、先ほど伺うと、七戸町の下請業者も三十数者ぐらいあると思うのですが、下請企業の社保や労働保険加入の状況の把握はどうしていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 工事受注者は、下請に出した場合、施工体制台帳をつくって発注者である町へ提出することになっております。施工体制台帳には、健康保険等の加入状況の欄があって、工事担当課において加入の有無を、これは確認をしております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 私が、なぜこういうふうに社保の問題とか今の問題を言っているかという、労働者の病死やけが、失業などで生活に不安を与えないことや老齢になってからの生活に心配を与えないためのものです。このことが若年入職者減少の原因となっていることも考えられます。また、法令を遵守することで社会保険料の負担などがふえ、競争上不利になってしまうという状況もあります。

そこで、国土交通省ではこのような自体を受け、建設業の労働保険や社会保険未加入問題の克服を進め、行政発注者、元請業者、下請業者、建設労働者の関係者が一体となって対策を進め、平成29年度まで加入率を企業単位で100%、労働者単位で9割ほどにすることを目指しています。傷害協定も厳しくなっており、当町も入札参加資格で取り上げています。

また、先ほど町長が答弁したように、下請業者の加入の状況も調べているということがわかり、この点での下請業者などの審査をさらに厳しくしていく必要があると、そのことを述べておきたいと思います。

では、次の1－（2）に移ります。

青森県の産業別賃金では、建設労働者は他産業に比較して一番低く、労働時間も長いです。そこで、賃金や労働時間については、町のほうで審査をしているか、評定をしているのか、残業の制度の問題などはどうなのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 審査項目には、建設業者の賃金や労働時間、そういった項目はありません。しがたって、これは町では把握はしておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 先ほど述べたように、建設労働者の賃金他産業に比べて低いし、労働時間も長いというような状況から、いわゆる自治体によっては、町の仕事を請け

負う業者について、最低賃金とか労働時間について公契約条例などを定めているところもあるわけです。

今日、公共事業にかかわる建設労働者、建設職員の賃金水準は、必要な技能の形状と新技術の取得など高度化が必要なのに、労働力の維持と生活を支える困難な水準です。公共工事、設計労務単価は現場に実質賃金のみを参考とし、地域社会の水準が考慮されていないと言われていています。建設現場には、働くルールの確立、受注企業の社会的責任、受注者としての地方公共団体の社会的な責務の発揮が求められているということは、今の町長の答弁でも感じました。

次に、2項に移ります。

七戸町は、条件つき一般競争入札になっていますが、(1)に移ります。

入札参加資格第4条第1項第7号に、労働保険、社会保険に加入し、滞納がないこととなっています。

ところで、平成28年ことしからですが、10月から社会保険の適用が拡大され、週の労働時間20時間以上、月額賃金8万円以上、継続して1年以上雇用する、こういうことの3要件を満たすパート従業員も社会保険に加入しなければなりません。もちろん従業員は501人以上の事業所適用です。平成31年からは500人以下の事業所も適用予定ですが、ところで、七戸町ではパート従業員の社保や労働保険の加入の状況はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 県では、平成20年4月より、参加申込型指名競争入札及び制限つき一般競争入札において、労働保険及び社会保険の加入、並びに保険料の滞納がない、このことを入札参加資格条件に追加しております。

町では、県の取り組みに準じて、平成21年に七戸町条件付き一般競争入札試行要領を一部改正し、平成24年4月からは七戸町条件付一般競争入札実施要領を施行し、同様の参加資格条件を付して入札を行っております。

なお、現在は、町内において社会保険の適用拡大の条件に当てはまる事業所、これがないものと認識しておりますが、条件に当てはまる事業所があれば、管轄する日本年金機構、それから労働局などの指導に従い、適切に対応するよう指導してまいります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 今年度10月から適用が拡大されるわけですが、それは従業員が500人以上のいわゆる建設業ですから、町にそういう企業がないから、それは把握していないと言えばそれまでなのですが、私は、パートの労働者でも社会保険や雇用保険の加入を認めていく必要があると思っています。これはここで終わります。

次に、2-(2)に移ります。

入札参加資格第4条第1項第9号に、その他町長が必要と認める要件を満たすこととありますが、町長が認める要件というのはどういうことですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 大規模な工事や特別な技術を要する工事を行う際に、過去において同規模の工事实績があるということや必要な資格を持った技術者、これを有していることなどを入札参加資格に追加をするということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 過去の実績、あるいは技術者、そういう条件を見るということなのですが、七戸町条件付一般競争入札実施要領に、社会への貢献という項目を設けられないものなのか。既に、防災協定加入などを実施されているようなこともあります。環境地域貢献などへの取り組み状況を定める考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 一般競争入札において、善意の取り組みである社会貢献活動の有無、これを参加資格とするということはふさわしくないと考えております。しかし、町では、町道の草刈りやごみ拾いといったボランティア活動など、積極的に参加している事業者があるのは事実であります。こういった事業者に対しては、等級審査に反映できないか、ということで、今、検討を進めているところであります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 社会貢献は、参加資格にするのはふさわしくないと。しかし、等級の審査に反映されないかということを行っています。七戸の企業によっては、品質方針や安全衛生方針、環境方針を取り組み、定めて取り組んでいる企業もあります。また、自然に優しい環境づくりを経営理念に顧客の信頼と期待を上回る製品を提供し、地域社会とともに発展する企業を目指しますとうたっている企業もあります。

公共性の高い建造物を顧客に提供するので、高い品質と信頼性の確保に努める事業活動の全てにおいて、環境負荷の少ない事業活動を実施し、地域社会に貢献する。あるいは地域とのコミュニケーションを図り、地域貢献活動を積極的に行い、地域の環境保全に取り組むなど、各業者はこのような方針を決めて町の業者も努力しているわけです。これはすばらしいと思っています。

そこで、次に入りますが、地域社会とともに発展する企業、建設業者同士の協力を進めるため、町の企業が仕事を請け負った仕事を下請に出す場合に、できるだけ町の業者にす、あるいは建設業の工事の原材料を町の企業同士で調達できるものは、できるだけ町の企業のものを優先するように建設業界などに話ができないのか、これについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町内業者同士での下請や、あるいはまた原材料、この調達は資金の循環を考えれば理想ではあります。しかし、一方では、競争原理の低下を招いたり、そういった弊害が生じる可能性も考えられます。そのため、町としては、支障のない可能な限りの範囲で、町内業者を活用していただくようお願いをしまいたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町長は、お願いするとか、それから入札参加資格に社会貢献など、それを決めるのはふさわしくないという言い方をしているのですが、競争原理を低下させるという言い方もしているのですが、町長、町の事業は130万円以上の建設業がいわゆる条件つき一般競争入札にしていますね。この条件つきというのは、町に本店がある業者というふうに、町の業者をできるだけ有利にして、初めから町の業者と限っているわけですから、これでは競争原理にはならないわけです、この点では。

だから、私が言うのは、もし本当に、町の業者に条件つき一般競争入札をするのであれば、下請であれ、あるいは原材料であれ、あるいは社会貢献であれ、もっと町の文書に記して残すということは考えられないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 先ほども答弁しました。発注者である町がその立場で、いわゆる原材料の調達等々、積極的に、あるいはまた、強く関与するというのは好ましくないと。これが講じれば、いわゆる官製談合とか、そういったことにもつながる可能性がある。これはやっぱり慎重に考えなければならないと思います。

業者というのは、互いに切磋琢磨し、技術力あるいはまた企業力、こういったものを高めていくものだと思いますが、一方では、商工会、あるいは建設業の組合、そういったものを中心に連携したり、協力体制、こういったものを築いていくというのは非常に大切なことだと思います。

魅力的なまちづくりを進めるために、町民や議会、あるいはまた、役場はもとより、この町で働く人々や事業を営む企業や商店など、積極的にまちづくりに参画すると、このことが求められております。町としても、そういった環境づくりのために努力をしております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 社会的貢献を等級に反映させる、させたいという答弁があったので、このことはきちんとこれから実行するようにしていただきたいと思います。

それから、下請の問題は官製談合に結びつく、そういうふうな危険もあるということなのですが、しかし、町の業者が協力して持続可能な社会をつくるには、やっぱりそういうのが必要で、町でもそこを条件つきにしているから、これらについてもさらに努力していただきたいというふうに思っています。

次に、子育て支援について、移ります。

町の長期総合計画でも、子育て支援に係って、今後も積極的にかかわっていかねばならないと、そういうふうに述べています。

まず私は、最初に、ひとり親家庭等医療費給付制度の対象世帯数と医療費の所得制限について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 4月現在、ひとり親家庭等医療費給付制度の受給世帯、215世

帯となっております。医療費の所得制限限度額は、扶養している人数によって異なりますが、1年間の所得額が234万2,000円に扶養している子供1人当たり38万円を加算した額となります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） ひとり親家庭等医療費の給付制度の所得制限を受けている子供の数は、どれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） ひとり親家庭等医療費給付制度の所得制限限度額を超過する世帯は11世帯で、子供の数は16人になっています。

このうち、中学生までの子供は、町独自事業の子ども医療費給付制度、この給付対象となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） そうすると、ひとり親世帯の所得限度額は234万円、子供1人38万円ずつふえていくというのですが、この所得制限というのは、まず、収入に直したら400万円ぐらいですから、国保税や国税、市町村民税など支払っていくと、かなり低くなってくるのですよ。しかも、11世帯16人の子供で、そのうちひとり親世帯の限度額に、子供の医療費は中学校まで無料になっているから、これはきかないということになると、実際、所得制限の限度額を超えるのは高校生の部分ですね。ということになると、1人か2人なのですよ。

町長、この所得制限というのは、いかにもこれは低い水準ですよ。1,000万円とか2,000万円とかだったら話がわかるのですが、200万円ぐらいの所得を制限するというのはいかがですか。この所得制限をなくする考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 高校生は4人でありまして、そしてこの制度は、県から2分の1の補助を受けて行っておりまして、今後もこの実施要領に基づいて、これは継続していきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 多分、町長は、私が幾ら言ってもそうだなと思ったら、やっぱりそうでした。4人ぐらいの高校生しか対象にならないですから、医療費にしたら本当に金額的には低いのですよね。だから、多分これは理屈が通らないからそうだということで、多分、町長は言っていると思うのですが、そこで私は伺います。

我が町で実施しているひとり親家庭等医療費給付事業、あるいは乳幼児医療費給付事業、子ども医療費給付事業、それぞれ町でやっているのですよね。それぞれの狙いは、私は前にも聞いているのですが、他の議員も聞いているからわかるのですが、もう一度伺います。それぞれの制度の狙いというのは何ですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、ひとり親家庭等医療費給付制度は、ひとり親家庭等の児童及びその父または母の健康保持と福祉の増進、これを図ることを目的としております。

次に、乳幼児医療費給付制度は、かつて乳幼児の死亡率が高かった青森県において、親の収入が低く、適切な医療を受けることができない子供たちを守る、こういうことから始まっています。現在では、町独自事業である子ども医療費給付制度とあわせて、所得制限限度額を拡大して健康保持と福祉の増進はもとより、いわゆる若い世代への子育て支援、これを目的としております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町長、例えばひとり親家庭等医療費の狙いは、親の健康保持や福祉のためと。それに所得200万円というのは、いかにも低いのではないですか。それから、いわゆる乳幼児医療費は、かつて乳幼児の死亡率が高かったころ県でやった事業なのですが、子ども医療費についても、限度額を拡大しているのですが、町長、先ほど町長が言った狙いから見て、こういうふうなものに限度を設けるといのは、所得制限を設けるといのは、どういうふうに町長は考えているのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いろいろな制度については、当然、さまざまな限度というのがあります。狙いは狙いとしても、無制限にこれを適用するというの、また一つの問題にもつながると思います。かなり慎重に、実は検討しましたが、これは現状のままでいくという結論に達しておりますので、御理解いただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 最後、まず、子ども医療費の所得で見ると、夫婦と子ども2人で年収500万円では、住民税と国保税で70万円、これに多分、国税が入れば100万円超えるのですよね。それから、多分、所得が500万円を超える家庭の場合には、さらに高い税負担をしているのですよ。例えば年収300万円だと、大体、住民税と国保税で42万円、国税は34万円なのですよね。さっきの年収500万円になると、国保税は70万円になっていくのですよ。

だから、町長は、もうわかっていて釈迦に説法なのですが、町長、収入が高くなると税負担がふえるという累進課税という仕組みをとって、国保でも社保でもなっているわけですよ。そして、国税だとどんどん上がっていくのですよね。累進課税というのは、釈迦に説法なのですが、馬の耳に念仏にならなければいいのですが、要するに、累進課税というのは、税金の高い人からは多くとって福利はみんなに分けるとい、こういう考え方でできているわけですね。だから、累進課税でどんどんやっているから、やっぱり所得に限度額を設けるのであれば、例えば国税であれば1億円になれば不思議なことに日本の国税の税率は下がってくるのですよね。それまでは上がるから、所得限度額1億円ぐらいに設けたらどうですか、町長。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 累進課税、今のあれでは恐らく異論はないと思います。特別もうかった人からは、いっぱいどれという論法でお話ししているみたいですから。

これはこれとして、県との制度の整合性もあります。ただ、そのために、今でこそいろいろな町村がやっていますけれども、子どもの医療費の無料化であるとか給食だとか、そういうもので町独自のそういったさまざまな支援策というのをとっているということで御理解いただきたいと。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、11時半まで休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時28分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、12番田島政義君は、一問一答方式による一般質問です。

田島政義君の発言を許します。

○12番（田島政義君） それでは、通告いたしております3点についてを質問するわけなのですが、6月2日の全員協議会で説明をして、先ほど5番議員の質問にもほとんどかぶっていますので、ただ、私のほうからは、きょう傍聴者もたくさん来ていますので、この前の全員協議会で説明したとおり、この資料があつて、最後のほうにある説明の仕方で説明をしていただければ、何となく町民の方もわかりやすくなるのかなと思っていますので。

ただ、くぎを刺すところはくぎを刺しておきたいと思いますのでよろしく、壇上からは、これで終わります。

それでは、1番の合併特例債について、新庁舎建設について、建てるものについては先ほど5番議員のときに町長から説明がありました。当初、1年半ぐらいなのですが、3月議会の質問で、合併特例債が5年延長になったときに、特例債の22億円について使い道はどうですかという話をしたときには、庁舎の問題も何とか、それでいければと。まだ土地の問題も何も出ていなかったのですが、そういうことで、土地のことについて、議員の中では、あの場所はどうだということもあったのですが、ただ、それは町側として説明がなかったものに、あえて我々がそういうものを言う必要はないと思いましたが、特例債についてだけを聞いておきました。

ですから、新庁舎は、岡村議員のほうにも話ししていますので、一挙に、生涯学習施設体育館についてもあわせて、この前の説明をより詳しく説明してほしいと、先にそれをお願いしたい。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 役場新庁舎の建設については、平成25年度に役場各課から1名

の委員を選任して、役場庁舎整備等検討委員会、これを立ち上げ、平成27年度は複数の課長で構成する公共施設配置計画会議において、いろいろ検討してまいりました。

この中でも、町民の利便性、それから行政事務の効率化、天間林・七戸両地区のバランスのとれた発展を図るためにも、新庁舎は七戸十和田駅周辺に建設するのが望ましいという意見が出されております。

先日の全員協議会でも説明したとおり、町民が安心して活用できる施設の確保を最優先に考えて、本庁舎の耐震化、それから学校教育施設、公民館、運動場等の整備を進めてまいります。補強関係は合併特例債、これを充当していきたいと。

また、七戸畜産農業協同組合所有地の公有地化については、早い段階で基本計画をまとめ、屋内運動施設の計画とあわせてお示しをしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員。

○12番（田島政義君） 今、説明が何回もですから、簡単に説明いただいたわけなのですが、この前の新庁舎計画の説明に上げているものでは、当町の起債の限度額は75億円ぐらい。体育館なり、庁舎を建てれば、そのぐらいになれば、とても町の借金は、そのほかにありますから、返していくわけにいかないで、どちらかを選んだときに、急遽説明では体育施設ということになったわけですが、それをできれば過疎債でということですので、これも一つのあれですが、そのほかに、耐震の関係で、特に熊本の地震とか、そういう3.11もあったのですが、やはり町民が避難するときに、ちゃんとしたものでなければいけない。

本来であれば、私は、庁舎を当初の計画どおり平成25年度に役場の中でやっているのであれば、当然、庁舎を建てながら体育施設というあれもあったのですが、体育館のほうは何もできないということですので、そういうことでいろいろと問題点がたくさんあって、オータムフェスタもできないし、我々も太鼓の大きい東北大会なんかは、あの施設では、人数が集まる場合はできないということで、十和田の体育館を来年は借りています。そういうのもありますから、これは町側の考え方としてやむを得ないのかなと思っておりますが、一番なのが、補強をして残す、建てるなら建てるでいいのですよ。補強をして合併特例債を使っていくときに、七戸の庁舎、こっちの天間林の本庁舎、どのぐらいの規模で補強して、どのぐらい使えるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 冒頭の御質問の中で、実は合併特例債、当然、庁舎の建設にも充当できるということで、私もそう考えていました。大体21億円から2億円ぐらいの特例債のいわゆる使う限度があるということで、その後に実はいろいろな耐震の補強関係も必要と。どっちが急かという、そっちが喫緊の課題だということで、となると22億円を庁舎に向けるとそれで全てなくなると。そうすると、今度は一般財源か、その他の本当に必要なものということで、特例債を先に充てるという判断をしたというのは、御理解い

ただきたい。

本庁舎の耐震補強については約8,000万円、これは特例債を充当すると。いわゆる交付税算入が7割ということになります。それから、七戸庁舎については、いろいろありますけれども、これは将来ともに公民館機能とか、そういったもので使っていくと。ですから、大規模な改修工事も含めて、今のところ6億円から7億円というのを一応見込んでいます。これも特例債を充当できるということになっていますので、こういうことで進めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員。

○12番（田島政義君） わかりました。当初は、私は一緒にやったらどうだと、体育館が25億円から30億円ぐらい。これは9年後に国体が来ます。今の小学生、中学生が、国体に青森県として出られるような、そういうのが9年後。そういうときに、やはりやるのであれば、できれば当初どおり役所を建てて、それから体育館も建てるといふ、そういう規模で、大体、次に質問する合併振興基金なんかの問題もありますけれども、そういうのを含めれば、30億円の25億円、55億円ぐらい、そのうちの半分が特例債であれば、当然、過疎債を使えば両方行けるといふ感じはしていたのですが、そういういろいろな問題等がありまして、特例債はそういう補強のほうに使いたいといふのであれば、これは町側のあれですから。

ただ、私とすれば、1年半そういうものをもっと議会に、町側として説明しておくのが必要でなかったのかなと。そうでないと、教育委員会と町側が車の両輪のごとくいろいろ進んでいかなければいけないのですが、教育委員会のほうもそういうのであれば、当然、町長部局との話し合いをしていけば、議会側にもいろいろなものでやっていかなければいけないと思います。

そういうものも、今後、後のものについては、みんな説明をいただいているのですが、やはりそういうものを、青写真をつくって、それから土地を買いました、将来的に10年先ぐらいには庁舎を建てるかどうかわからないとしても、そのくらいをめどにするのであれば、当然、6町歩の土地ですから、6町の土地をもし買えたら、やはりどこからどういって、どこに何をつくるかというのは、ある程度の青写真を、私はよく議長と相談して、今回みたいに一般質問を出してから全員協議会だと、ちょっと力が入らない一般質問になるのですよ。事前に全部説明もらっていますから。ただ、きょうは傍聴者の方が来ていますから、あえて町長から町民の皆さんに今みたいな説明をしていただければ助かると思って質問しています。

私は、次に、合併振興基金について、今12億円ぐらいあるみたいですが、もしこれを今後どういうものに使っていったら、岡村議員が言ったように、一般財源は、年間4億円ぐらいのマイナスでありますから。どんどん人口が減っていけば、また減るのでしょうけれども、その中でどのぐらい、年間、振興基金のほうに積み立てしていけるか、その辺もしおわかりであれば御説明していただきたい。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 合併振興基金が、合併という事由によって積み立てができるという制度ということでありまして、いわゆる一旦借りる、後で返していくと。そのかわり一時的には約11億8,000万円ぐらい、この基金を積んで、全て繰り上げ償還しております。ですから、これは自由に使えると、12億円近いものですね。この一部で土地の取得、もちろん一般財源もこれは当然必要になると思います。それに充てたいと。しからば残りというのは、これも有利な基金ということになりましたので、有利な10億円近いものになると思うのですけれども、これをもとにして庁舎建設に向けて、そのほか建設基金というの積み立てをしてやっていきたいというふうに思っています。

しからばその財源、いろいろ赤字になっているのもありますけれども、実はこれからある程度見込めるのが、いわゆる太陽光の償却資産、かなり広範囲にやっています。当然、交付税もある程度それによって税金によって減ることは減るのだけれども、ある程度のは見込めるということで、その一部も基金に充当していくと、そう難しい額ではないと。

それから、向こう50年にわたって使うということになりますと、ある程度は、将来の人からの負担と、いわゆる一部起債。これもやっぱりある程度は、これは当然かなと。ただ、その比率はどうかというのは、これからの検討によりますけれども、そういうことで一応考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 12番議員。

○12番（田島政義君） 教育長、そういうことですから、よく相談しながら体育施設についても、やはり国体も来ることでし、今は高体連が盛んに、きょうは決勝ですか。そういうのもやっているの、やはり町側としても、特に町長と副町長、やはり相談を早目にして、同じ立場の議場ですが、人がよ過ぎてだめなのです。やっぱり、もっと今回のようなことがないように、ひとつくぎを刺しておきたいのですよ。職員もやる気十分で平成25年からやっていますので、当然、青写真等を出したら、議会にも説明をしながら町民にも、我々に説明をすることによって、我々も町民に説明できますので、大体その辺、新財政課長、よろしくどうぞお願いします。

これで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、12番田島政義君の質問を終わります。

次に、通告第4号、4番唘清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唘清悦君の発言を許します。

○4番（唘 清悦君） 続けて、一般質問させていただくことに感謝いたします。

4月14日21時26分以降に、熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震では、最も大きい震度7を観測する地震が4月14日21時26分と4月16日1時25分に発生しました。最大震度7のこの2件の地震は、日本国内の震度7の観測事例としては4例目と5例目であり、九州地方では、初と2例目となります。

5月24日現在、一連の地震で倒壊した住宅の下敷きになったり、土砂崩れに巻き込まれるなどして49人が死亡し、1人が安否不明となっております。このうち、37人は家屋の倒壊、9人は土砂災害によるもので、避難生活によるストレスや病気などの震災関連死により亡くなったと見られる人は20人、負傷者は1,684人、避難者数は18万3,882人、推計被害総額は最大で4兆6,000億円と公表されております。

熊本地震で亡くなられた方の御冥福と被災された方々の生活が少しでも早く再建されることをお祈りいたします。

今回は、熊本地震と同規模の地震が当町において発生した場合に、適切に対応できる地域防災計画となっているか。また、被害を最小限にとどめるために、事前に講じておくべき対策がないかを確認したいと思います。

続きは、質問者席で行います。

(1)の質問、熊本地震のような最大震度7の地震発生を想定した地域防災計画について、伺います。

七戸町地域防災計画、地震災害対策編、第1章、総則、第8節、災害の記録には、昭和43年5月16日に発生した十勝沖地震と平成6年12月28日に発生した三陸はるか沖地震の際の被害状況が記載されています。

第9節、地震による被害想定では、それらの海溝型地震の断層モデルを参考に、想定太平洋側海溝型地震の死者・負傷者数は、4,502人、建物半壊数は4万9,010棟、想定日本海側海溝型地震は394人と7,500棟、想定内陸型地震は221人と4,484棟と県内全体の被害想定値が示されています。

その数値から、当町のみ被害想定値を拾うことは可能だと思いますが、その値を伺います。

また、その値も七戸町地域防災計画に併記しておくのがよいと思いますが、それについての町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町の防災計画では、直近では平成25年3月に大幅な見直しを行っております。その際には、青森県の地震、それから津波被害想定調査の結果を参考としておりますが、その被害想定調査は、平成7年度から平成9年度までの3カ年の調査結果の内容をもとにしております。

現在、青森県では、平成24年度から平成25年度の2カ年の被害想定調査を公表しており、青森県の直近の調査結果内容によると、太平洋側海溝型地震では、人的被害が県全体で4万7,000人、うち七戸町は760人、建物半壊数が県全体で13万棟、うち七戸町は3,920棟となっております。

日本海側海溝型地震では人的被害、これが県全体で3,920人、うち七戸町はゼロ人、建物半壊数が県全体では1万7,700棟、うち七戸町は、これはゼロ棟となっております。

ります。

それから、内陸直下型地震では人的被害、これが県全体で1万2,900人、うち七戸町は20人、建物半壊数が県全体で4万2,000棟、うち七戸町は110棟となっております。

この被害想定結果を見ますと、直近の調査では、全体的に人数、建物半壊数ともふえている傾向にあります。町の地域防災計画への反映については、今後、見直しをしていく中で対応していくということで考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） やはり太平洋側の地震のほうが被害が大きく出ることが確認されました。

次の質問ですが、山腹崩壊、崩壊土砂流出、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、雪崩、農業用ため池などの危険箇所は、地域防災計画に資料としてつづられています。これから住宅を新築する人がこのような場所を避けられるように、町のホームページでも見れるようにしたほうがよいと思いますが、それについての町長の考えを伺います。

また、これから新たに宅地を探して住宅を新築する人にとっては、地震の被害がより大きくなるような地質のところは避けたいだろうと思うし、そうあるべきだと思います。被害を最小限にとどめるために、町内の地質を調査し、その情報も公開する考えがあるか、町内全域一斉というのが難しいのであれば、道の駅周辺など、これから住宅がふえると思われるところから優先的に調査するというのも構わないと思いますが、それについての町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 現在、町のホームページでは、町民の皆さんへの情報として、土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップ等に関してお知らせをしております。

このハザードマップの活用により、災害発生時には、住民は迅速、的確に避難を行うことができ、また、二次災害発生予想箇所を避けることができる。そのために、災害による被害の軽減に当たり非常に有効であると考えております。地域防災計画に資料としてある詳細な情報を提供することも一つであります。町としてハザードマップを中心とした情報提供がわかりやすいものと考えております。

次に、町内の地質調査についてですが、町として地質調査を行うことの必要性、仮に実施する場合の範囲、調査の費用対効果など、検討した上で判断することになろうと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 七戸に移り住む人がふえるための条件として、そういった情報提供も魅力の一つになると思いますので、実施する方向で検討を進めていただきたいと思います。

次の質問です。

熊本地震で、最も注目すべき点は、本県において最も被害が小さいと想定されている内陸型地震によって、あれだけの大きな被害を及ぼしたという点です。

想定太平洋側海溝型地震は、十勝沖地震や三陸はるか沖地震を断層モデルとして参考にされたようですが、想定日本海側海溝型地震と想定内陸型地震では、そのようなモデルの記述がありません。実際は、過去に発生した何らかの地震をモデルに使用したと考えられますが、それらのモデルとなった地震の名称とその地震の発生場所、マグニチュード、最大震度、被害状況について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 地域防災計画を策定した際の、青森県が平成7年度から平成9年度に実施した地震・津波被害想定調査の内容によりますと、太平洋側海溝型地震では、1968年十勝沖地震、マグニチュード7、三陸はるか沖地震、マグニチュード7.5の断層モデルを参考に、太平洋側で起こり得る最大規模の地震を想定し、マグニチュード8.2を想定しています。

それから、日本海側海溝型地震では、1704年の羽後・津軽の地震、マグニチュード7の断層モデルを参考に、日本海側で起こり得る今後500年の間で最大規模の地震を想定し、マグニチュードは7.3を想定しています。

それから、内陸直下型地震では、1766年の津軽の大地震、マグニチュード7.2の際に活動した可能性のある津軽山地西縁断層帯を参考に、マグニチュード7.2を想定しております。

いずれも、古い時代の地震であるために最大震度や被害状況についての詳細、これは不明ですが、羽後・津軽の地震に関しては、家屋の火災約2,000戸、死者約70人余りとする記録、それから津軽の大地震に関しては、死者1,500人余りとされる記録などがあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 次の質問に移ります。

国も県も熊本地震が発生したメカニズムについて調査をしている段階だと思いますが、現時点において、それに関してどのような報告がなされているか、伺います。

また、熊本県や被災した市町村でも、地域防災計画の地震災害対策編が策定されていたと思いますが、倒壊した住宅の多くが瓦屋根であることなどを見ても、想定をはるかに超える規模の内陸型地震だったのではないかと思います。

国及び各都道府県、市町村は、情報収集をしている最中だとは思いますが、熊本県の地震の想定に関しては、現在、当町にどのような情報が入ってきているのか、伺います。

また、当町としても積極的に情報収集をし、県と協議しながら内陸型地震の想定について再度検証する考えがあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 御質問の熊本地震の発生メカニズムに関しては、一般的に報道さ

れている情報以外に、具体的な報告というのは現時点ではございません。

また、熊本地震の想定に関しても同様に、現時点では特に情報というのはないということでもあります。

内陸型地震の想定については、検証に関する専門的な経験のある県の協力を得ながらこの情報を収集することとして、町として独自の検証というのは今のところ予定はないということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 調査した結果、確実な情報でなければ、なかなか入ってこないの
で時間がかかっていると思います。ところが、今、インターネットである意味先に情報をとることもできる時代になりました。

2011年に東日本大震災が発生しました。その同じ年の8月10日午前0時15分から40分まで、NHK総合で、「証言記録 市民たちの戦争 封印された大戦争」が放送され、私もそれを見ました。

昭和19年12月7日午後1時36分、マグニチュード7.9の東南海地震が発生、この地震で起きた津波で数千人の日本人が亡くなり、日本の軍用機生産拠点であった三菱重工業と中島飛行機の工場が壊滅的打撃を受けています。東南海地震は、アメリカ軍が日本の軍事工場を壊滅させるために引き起こした人工地震であると思われ、土屋嘉男さんが番組で、「アメリカ軍がB29から、地震の次は何をお見舞しようかと言ったビラをまいた」と証言しています。これは、NHKのホームページのYouTubeで、今でも見ることができます。

自然の地震は、揺れの小さいP波が先に到達し、その後に揺れの大きいS波が来ます。新幹線は、脱線しないようにP波を感知して自動停車するように設計されていますが、人工地震のように、いきなり最初から地下で爆発が起こったような強い衝撃と揺れが来ると間に合いません。新潟中越地震でも、同じように新幹線が脱線しました。

今まで、自然地震のことしか学校でも教育を受けてきませんでした。弱い揺れが来たら、次に大きい揺れが来るよと、机の下に潜りなさいと。ところが、岩手・宮城内陸型地震のときもそうですし、東日本大震災のときに、工場が被災したという社員の方の話も聞いたことがありますけれども、余震が何百回といっても区切りがないそうです。常に揺れ続けているような感じだったと言います。

この人工地震という話をするのに、私も今回すごく勇気が要りました。というのは、一般的に言われていない話で、まるでコペルニクスが、太陽が回っているのではなくて、地球のほうが回っているという地動説を唱えるときのようなくらい、勇気が要るなと思っています。ところが、その結果、後で地動説が正しかったということになるわけですが、インターネットで人工地震というキーワードで検索するとさまざま出てきます。

熊本地震でまず注目すべきは、3カ所の震源地が高遊原分屯地、熊本県益城町にあり熊本空港の隣です。それから陸上自衛隊日出生台演習場、陸上自衛隊玖珠駐屯地といずれも

自衛隊の敷地であることです。しかも自衛隊は、平成27年度に地下10キロメートル前後のボーリングを調査を行っています。ポンプ室も平成27年度の予算に計上されています。そのボーリング調査を行った穴に高圧の水を流し込めば、群発地震が発生しますが、そのメカニズムもホームページで見ることができますので省略します。

また、異常に高い放射線が検出されたり、自衛隊機が墜落したりと、熊本地震の真相究明に自衛隊というのがキーワードになってきています。自然地震として捉えていては、気象庁も地震専門家も説明できない熊本地震ですが、今後、最も警戒すべき内陸型地震として、あらゆる角度から情報を収集して分析しておく必要があると思いますが、町長はどのように考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） その前に、昼ですけれども、そのまま続行しますので、よろしくをお願いします。

町長。

○町長（小又 勉君） 太平洋戦争中の東南海地震、これはたまたま昭和19年、アメリカ軍が自然災害、これを一つ利用して、次は何をお見舞いしようかというビラをまいたというのは、私も伺っております。

そして熊本地震、これは自然災害であるというふうに捉えております。先ほども申し上げましたとおり、内陸型地震に関しては、検証に関する専門的な経験がある県と協力、協議をしながら、そういった情報は収集していかなければならないと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 人工地震という中に、意図せずにボーリング調査を行ったり、地熱発電のためにボーリングをした、あと最近では、アメリカのオクラホマ州ですけれども、シェールガスの採掘のためのボーリング、それがフラッキングということで高圧で地中に注水する作業が原因で地震が起こっていると。オクラホマ州では、2015年に年間5,000回以上の地震が発生しています。例えば新潟中越沖地震は、CO₂注入実験、二酸化炭素濃度が高くなるということで、地下にCO₂を閉じ込めるという実験が原因だという説もあります。

これから、県とまた相談しながらということですが、実際、もうアメリカで起こっていることも情報収集しながら、熊本地震について十分な分析を行っていただきたいと思います。

（1）に関連する質問で、最後の質問です。

第3章、災害予防計画、第5節、防災教育及び防災思想の普及で記述されているように、町民一人一人の地震災害に対する認識を高めることが重要です。

まず初めに、屋内避難所は町内に38カ所ありますが、震度7でも倒壊しない避難所は何カ所あるか、伺います。

それと、どんな地震が発生しても倒壊しない家を建て直すのが理想ですが、簡単ではありません。一部屋だけは倒壊しないように補強工事するのであれば数百万円、寝ていると

きに押し潰されないようにベッドをシェルターにするのであれば数十万円できるとテレビで専門家が話していました。町民に対してそのような対策や屋内避難所の耐震性などの情報提供をしながら、行政に余り依存しないような防災意識を高める必要があると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 屋内避難所の38カ所については、建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降に竣工した建物ということで、耐震性が確保されているということで避難所に指定しておりますが、震度7で倒壊するかしないかに関しては、さまざまな要因というのは影響するということから、何カ所、間違いなくいいということは、これは断言するのは難しいと思っています。

次に、行政に依存しないような防災意識を高めるということで、七戸町には自主防災組織が2組織しかないために、地域と連携した防災訓練の計画は十分に行えないと、これが実態であります。

町としては、これからもそういった自主防災、この組織の必要性を周知して、組織づくりを進めながら、災害が起きた際は自分の身は自分で守る、そういう意識の醸成に努めていきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 2番目の質問に移ります。

庁舎の耐震診断と耐震対策について。

今後、全国各地で新築される庁舎は、今回の熊本地震も踏まえて、震度7でも倒壊しないように設計されると思いますが、もしそれまでの間に震度7の地震が発生し、庁舎が倒壊した場合に、どう対応するかということが大きな課題です。

本庁舎と七戸支所の庁舎の耐震性が低いということはわかっています。それと、耐震補強をする場合の概算は、本庁舎が8,000万円で、支所が2億円ということも伺いました。耐震補強だけだと、それぐらいというふうに聞いていました。

まず、その工事を完了させるとすれば、時期的にいつまでと考えているのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 役場本庁舎と七戸庁舎の耐震診断は、平成24年度に実施をし、調査結果、本庁舎及び七戸庁舎ともに耐震判定指標を満たしていないという結果になっております。

町としては、この結果に加え、両庁舎の躯体調査、これを実施し、部位部材の劣化状況やふぐあいの状況、それから躯体の推計耐用年数等を把握した上で、耐震化等、安全の確保に着手したいと考えております。

なお、本庁舎、七戸庁舎の躯体調査業務委託については、予算額395万円、これを本議会補正予算として計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、耐震補強をする場合の概算費用については、議員おっしゃるとおり、本庁舎8,000万円、七戸庁舎は耐震補強のみで2億2,000万円、これを見込んでおり、平成30年度中の工事完了、これに向けて一応作業は進めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 平成30年度中という回答をいただきました。

一つは、もし万が一それまでに庁舎が倒壊するような地震が来て、防災対策の本部として庁舎が使えないという事態になった場合にどう対応するのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 当然、自然災害でありますから、予告なしにいつ起きるかわからないと。ですから、耐震補強が完了する前にそういった事態も、あるいはないとも言えないということではありますが、その時点の状況、これはもういわゆる今までの訓練をもとにした、あるいはまた防災計画をもとにした、その時々での最適な対応と、こういうことで乗り切っていきたいと。防災無線、実は本庁舎が壊れると防災無線もだめになりますけれども、いわゆるいろいろな、今までのさまざまな経験をもとにした対応を最大限とっていくということしか、今答えるすべはないということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） まず、補強が終わる前に地震が来ないことを祈るということと、今、建設している天間林中学校は年内に完成する予定となっているようですけれども、災害時、避難所の機能も持たせているということ伺っています。天間林中学校の校舎ができた後であれば、震度7以上の地震が発生した場合、庁舎の対策本部の機能としても天間林中学校が使えるのかどうか、それについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 避難所としては、当然、これはもう安心して活用できるということですが、災害対策本部の機能となりますと、ここにいろいろな機器が設置されておりまして、それがダウンすると、これはもう例えば防災無線もだめだし、いろいろな災害関係の連絡調整というのもできないということになります。ですから、いろいろなことを想定しながら、できるだけの準備というのはしておかなければならないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） それであれば、本庁舎のほうは8,000万円で済むということからも、優先させて、急いで早目に本庁舎のほうは耐震補強をするのがよいかと思います。

今回は、地震に関しての防災対策ということで質問しましたが、私の質問は以上で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時13分